

令和7年度 歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請のご案内

新たな年を迎える時期に安心して暮らせるために、地域の皆さまからお寄せいただく「歳末たすけあい募金」の中から、生活に困窮し経済的な支援を必要とする世帯に支援金として配分いたします。希望される方は、下記内容をご確認の上、裏面の申請書に必要事項を記入し申請をしてください。

1. 配分の対象となる世帯

令和7年10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件を**いずれも満たしている世帯**。

- (1) 相生市内に6か月以上居住している世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 次に掲げるア～エの条件いずれかに該当し、住民税が非課税の世帯。

ア. 18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯

- ・祖父または祖母等が養育している世帯を含む。

イ. ひとり暮らし高齢者世帯（高齢者のみの世帯を含む）

- ・満75歳以上の方のみで生計を維持している低所得の高齢者。
- ・年金は遺族年金を含めて概ね100万円以下の方。
- ・子ども等の被扶養者になっている方は対象外。

ウ. 障がいのある方と同居している世帯

- ・身体障害者手帳（1、2級）療育手帳（A、B）精神障害者保健福祉手帳（1、2級）
いずれかを所持している方。

エ. その他、上記以外で経済的な理由により支援が必要な世帯

民生・児童委員に相談の上、社会福祉協議会までご連絡ください。

- ◎ 上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所または、長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外です。
- ◎ 重複する場合は、いずれかひとつの申請となります。



2. 支援金の額と配分の方法

支援金の額は、今年度の歳末たすけあい募金の実績により決定いたします。

支援金の配分は、令和7年12月下旬に民生・児童委員が**手渡し**でお届けいたします。

3. 提出書類

- ・令和7年度歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請書（裏面）
- ・令和7年度 市・県民税課税証明書・他必要書類のコピー（裏面参照）

4. 申請受付期間、提出先

受付期間 **令和7年10月20日(月)～11月14日(金)**

提出先 相生市社会福祉協議会

申請について、ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

非課税証明書を取りに行くことが困難な方へ

社協が代理請求する方法があります。必要な方は地区担当民生・児童委員にお問い合わせください。
証明書を発行する際の手数料（1人につき300円）は、申請者の負担となります。

※18歳未満、高校3年生以下の方の非課税証明書は不要です。

【お問い合わせ】

相生市社会福祉協議会 電話 23-2666

相生市旭1丁目6-28 相生市立総合福祉会館内

E-mail: fukushi@shakyo-aioi.jp URL: <https://shakyo-aioi.jp>

令和7年度歳末たすけあい運動 要援護世帯支援助成申請書

申請日 令和7年 月 日

相生市社会福祉協議会 会長 宛

「歳末たすけあい運動要援護世帯支援助成」の対象世帯に該当しますので支援金を申請します。

フリガナ				TEL		() —	
申請者氏名 (世帯主)							
住 所		〒 — 相生市					
世帯構成等	続柄	氏 名	生年月日	年齢	職業・学校(学年)	備 考	
	世帯主						
その他		名					
訪問希望時間		特になし ・ あり (曜日 : ~ :)					
添 付 す る 書 類							
1		令和7年度 市・県民税非課税証明書 ※18歳未満の方の分は除く					
2		該当する区分の書類					
該当区分に○をつける	ア	18歳未満、高校3年生以下の子を養育しているひとり親世帯 ※祖父または祖母等が養育している世帯を含む。				母子家庭等医療助成受給者証(写)	
	イ	ひとり暮らし高齢者世帯(高齢者のみの世帯を含む) ※満75歳以上の方のみで生計を維持している低所得の高齢者。 ※年金は遺族年金を含めて概ね100万円以下の方。 ※子ども等の被扶養者になっている方は対象外。					
	ウ	障がいのある方と同居している世帯 ※身体障害者手帳(1、2級)療育手帳(A、B)精神障害者保健福祉手帳(1、2級)いずれかを所持している方。				身体障害者手帳(1、2級)(写) 療育手帳(A、B)(写) 精神障害者保健福祉手帳(1、2級)(写)	
	エ	その他 ※上記以外で経済的な理由により支援が必要な世帯					
※民生・児童委員の意見(エの場合)							
担当地区名		民生・児童委員氏名					